

## 令和2年度第2回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

■日時:令和3年1月28日(木) 10:00~10:20

■開催方法:Web会議

■出席者:「出席者名簿」のとおり

### ■次第

- 1 開会
- 2 会長(知事)挨拶
- 3 議題

香川県広域水道企業団議会への提出議案について

- (1) 予算議案
- (2) 予算外議案

- 4 その他
- 5 閉会

### ■配付資料

- (資料1) 令和3年2月香川県広域水道企業団議会定例会について
- (資料2) 令和3年2月議案の概要
- (資料3) 令和3年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案(案)
- (資料4) 令和2年度補正予算説明書
- (資料5) 令和3年度当初予算説明書
- (資料6) 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算参考資料

### ■議事

- 司会 開会
- 会長 挨拶
- 司会 議長について
- 議長

・「香川県広域水道企業団議会への提出議案について」、「予算・予算外議案について」事務

局から説明を行う。

●事務局

- ・ それでは、議題の「香川県広域水道企業団議会への提出議案について」説明する。

お手元の資料 1 を御覧いただきたい。

企業団議会については、「香川県広域水道企業団議会定例会に関する条例」に基づき、年 2 回定例会を開催することとされており、今年度第 2 回目の企業団議会定例会を来月 10 日の午後 2 時から、香川県庁本館 21 階特別会議室を議場として開催する予定としている。

当日の議事としては、企業長提出議案として、予算議案 4 議案、予算外議案 3 議案を予定しており、議案の主な内容について、資料 2、「議案の概要」により説明する。

- ・ 1 ページをお開き願いたい。

まず、予算議案は、第 1 号議案から第 4 号議案までの 4 議案である。

第 1 号は水道事業会計、第 2 号は工業用水道事業会計の令和 2 年度補正予算、第 3 号、第 4 号は両会計の令和 3 年度当初予算議案である。

- ・ 3 ページをお開き願いたい。

「令和 2 年度補正予算の概要及び令和 3 年度当初予算の概要」についてである。

まず、水道事業会計について、1 の業務量については、令和 3 年度の給水戸数、給水人口、給水量、有収水量、いずれもおおむね前年度と同程度である。また、有収率は、水道メーターの検針サイクル統一の影響を除けば、これまでの実績値が 89%前半で推移しており、これを踏まえて 89.4%としている。

なお、有収水量については、※印のとおり、水道メーターの検針サイクル統一の影響を調整した数字を示している。

- ・ 4 ページをお開き願いたい。

2 の予算見積、(1)概況についてである。

表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで、2 年度 2 月補正後 16 億円余の黒字、3 年度当初 14 億円余の黒字となっている。

このうち、給水収益は、2年度、3年度とも218億円前後を見込んでいる。

また、主な増減理由について、5ページに記載のとおり、2年度2月補正後につきましては、2番目の●（くろまる）にありますように、特別利益に修繕引当金の戻し入れ4億円余を、特別損失に、中讃ブロック統括センター旧建設予定地における建設工事費等に係る除却処分に伴う、特別損失1億円余を追加計上している。

- ・4ページに戻って、次に、資本的収支の支出、建設改良費は、2年度2月補正後、3年度当初とも156億円余であり、これらの財源のうち、企業債は2年度2月補正後32億円余、3年度当初33億円余、また、国庫補助金は2年度2月補正後、3年度当初とも13億円余を予定している。

なお、資本的収支の不足額は、表、最下段の収支差引のとおり、2年度2月補正後、3年度当初とも135億円余であり、いずれも損益勘定留保資金等で補てんするものである。

- ・再び、5ページの主な増減理由を御覧いただきたい。

2年度2月補正後については、2番目の●（くろまる）、2年度2月補正後の資本的収支の収入にあるように、中讃ブロック統括センター旧建設予定地の丸亀市による買戻しに伴う固定資産売却代金3,800万円を、その他収入の中に追加計上している。

また、3年度当初では、1番目の●（くろまる）、3年度当初予算の資本的収支の収入にあるように、東かがわ市から受け入れる一般会計出資金について、昨年見直した基本計画に沿って、総務省の繰出金通知に基づき増額を図ったなどにより、他団体出資金が1億円余り増加している。

- ・6ページをお開き願いたい。

(2)の財務についてである。香川県水道広域化基本計画における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5程度としているが、企業団全体での3年度末の見込みは、企業債残高の比率が2.75倍、内部留保資金の比率が0.90倍となっている。

- ・7ページを御覧いただきたい。

3の主要施設整備事業、(1)の概況についてである。

主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、2年度2月補正後が149億円余、3年度当初144億円余であり、3年度の主な内容は、下の表にブロック別に記載しているのとおり、管路の更新を始め、浄水施設や送水施設の更新等を予定している。

また、これらの財源には、国庫補助金、企業債、自己財源等を充てることとしており、国庫補助金のうち、交付金（生活基盤施設耐震化等交付金）については、国の採択率を、現在の状況を踏まえて100%と見込んで算定している。

- ・ 8ページをお開き願いたい。

(2)で主な施行計画を記載してある。

まず、①の広域水道施設整備事業については、東讃ブロックの東讃地区広域監視システム整備工事、小豆ブロックの肥土山浄水場更新工事、9ページに移り、高松ブロックの御殿配水池築造工事等、広域的な水融通を円滑に行うために必要な施設の整備を実施するものである。

- ・ 次に、10ページをお開き願いたい。

②の経年施設更新整備事業については、更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮して実施するもので、ここでは、13ページにかけて、5,000万円以上の工事について記載している。

なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業である。

- ・ 14ページをお開き願いたい。

4の危機管理対策であるが、各災害区分においてハード、ソフト両面で対策を進めていく。

まず、共通対策として、ハード面で緊急導水管路の整備、ソフト面では、水質検査体制について県内西地区の水質検査室の立地場所・施設規模等の検討を進めるほか、緊急通信設備の再構築、応急給水に使用する資機材整備や訓練等を実施する。

また、渇水対策として、ソフト面で大規模渇水時の対策の検討を、地震対策として、ハード面で基幹管路や浄水場施設等の耐震化を進めていく。

さらに、風水害対策として、ハード面で非常用発電機の更新整備、ソフト面で浸水想定

区域内の水道施設の浸水対策を検討していく。

- ・15 ページを御覧いただきたい。

5のその他である。

(1)の業務委託であるが、令和2年度から4年度までを契約期間として、「検針・滞納整理等業務」、「浄水施設等運転管理・維持管理業務」について、ブロック統括センターの開設に合わせて効率化や住民サービス、業務水準の向上等を図るため、民間委託を進めているものである。

次に、(2)の香川用水関係であるが、水資源機構が実施する香川用水高瀬支線水路等の老朽化対策・耐震対策に係る費用負担を行うものである。

- ・16 ページをお開き願いたい。

(3)の基本計画推進調査については、基本計画の施設整備計画及び財政収支見通しについて毎年度のローリング作業を行うとともに、東かがわ、土庄事業体の料金改定に向けた調査検討を進めるものである。

なお、東かがわ事業体については、昨年見直した基本計画に沿って、水道料金の改定と、市からの繰出しにより財源確保を図ることとしており、料金改定について、令和4年4月に10パーセント、さらに令和7年度に10パーセントの改定を行うとともに、東かがわ市において所要額を繰り出すことで市と協議し、また、市議会の御意見を伺っているところである。これらの調整を行った上で、今年秋の企業団議会に関係条例案を提出したいと考えている。

また、土庄事業体については、同じく基本計画に沿って、水道料金の改定と町からの繰出しにより財源確保を図ることとしており、町と十分に協議し、また、町議会の御意見も踏まえて慎重に検討する必要があるものと存じており、改定時期については、地域経済の動向を踏まえるとともに、必要なプロセスを経るための期間も考慮して、令和4年秋の企業団議会に所要の条例案を提案し、令和5年4月の料金改定実施を目途としたいと考えている。

なお、五名ダム再開発による新規水源開発については、近年の人口減少等を踏まえ見直

したところ、将来的に水需要量が供給量を下回ることが予想されることなどから、現在関係者間で引き続き協議を進めているところである。

(4)の経営懇談会及び地区別意見交換会については、有識者等からなる経営懇談会や、ブロックごとの地域住民からなる地区別意見交換会を開催し、それらの意見を事業運営に反映させるものである。

水道事業については、以上である。

- ・次に、17 ページからは工業用水道事業会計についてである。

1の業務量については、令和3年度の給水事業所数は、前年度当初から2事業所増の40事業所。また、年間給水量は2,067万立方メートル余で、前年度と同程度を見込んでいる。

- ・18 ページをお開き願いたい。

2の予算見積、(1)概況についてである。

まず、表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで、2年度2月補正後が2,700万円の黒字、3年度当初が4,000万円の黒字となっている。

このうち給水収益は、2年度2月補正後が7億9,000万円余、3年度当初が7億7,000万円余を見込んでいる。

次に、資本的収支の支出、建設改良費は、2年度2月補正後が7億4,000万円余、3年度当初が5億4,000万円余である。

なお、資本的収支の不足額は、2年度2月補正後が8億5,000万円余、3年度当初が3億7,000万円余であり、いずれも損益勘定留保資金等で補てんするものである。

- ・20 ページをお開き願いたい。

3の主要施設整備事業、(1)概況についてである。

主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、2年度2月補正後が7億4,000万円余、3年度当初が5億4,000万円余。主な財源は企業債、自己財源を充てることとしている。

- ・21 ページを御覧いただきたい。

(2)の主な施行計画であるが、中部浄水系番の州東線配水管更新工事、府中ダム放流用ゲート機側操作盤更新工事などを予定しているほか、危機管理対策として、ハード面で番の州東線等区間における配水管路の更新・耐震化を進めることとしている。

- 22 ページをお開き願いたい。

4のその他であるが、(1)の業務委託では、水道事業と合わせて、浄水施設等運転管理・維持管理業務について、民間委託を進めるものである。

また、(2)の香川用水関係では、水資源機構が実施する香川用水高瀬支線水路等の老朽化対策・耐震対策に係る費用負担を水道事業と合わせて行うものである。

予算議案の概要については、以上である。

- 23 ページを御覧いただきたい。

ここからは、予算外議案について説明する。

まず、第5号議案 「香川県広域水道企業団退職手当審査会条例議案」である。

退職手当の支給制限、返納等について調査審議するため、香川県広域水道企業団退職手当審査会を設置するものである。

施行期日は、公布の日としている。

- 次に、第6号議案及び第7号議案の2議案についてである。いずれも、専決処分事項について報告し、承認を求めるものである。

第6号議案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることを考慮し、令和2年11月27日に専決処分により「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例」の一部を改正し、副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行ったものである。

- 24 ページをお開き願いたい。

第7号議案は、令和2年8月に三豊市において発生した送水管漏水事故について、令和2年12月16日に、専決処分により損害賠償の額を、153万3,675円と決定したものである。

それぞれ議会の承認をいただくとするものである。

以上で、香川県広域水道企業団議会への提出議案についての説明を終了する。

(質疑応答)

●議長

- ・ただいま、事務局から説明のあった内容について何か意見、質問はあるか。

(意見なし)

- ・意見もないようなので、「香川県広域水道企業団議会への提出議題について」は、原案のとおり決定する。
- ・本日の議事は以上であるが、ほかに企業団に関する事で、何か発言があればお願いしたい。

(発言なし)

- ・委員の皆様の協力により、本日の協議会が円滑に終了できたことに対し、お礼を申し上げます。

●司会 閉会